

令和4年度の国民健康保険税の税率などが変わりました

◎問い合わせ 保険医療課 ☎0561・56・0738

国民健康保険は、被保険者（加入者）の高齢化の進展などにより医療費も増加しています。

将来にわたり国民健康保険を健全に運営し、保険給付を適切に行うため、国民健康保険税の税率などを改正しました。

次年度以降の税率などについては、保険給付の推移などを考慮し、毎年検討していきます。

■国民健康保険税率などの変更

区 分		改正前(令和3年度)	改正後(令和4年度)	差
医療保険分	所得割	6.07%	6.23%	0.16%
	均等割(人数)	25,700円	26,400円	700円
	平等割(世帯)	21,200円	20,200円	▲1,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	1.97%	2.13%	0.16%
	均等割(人数)	8,100円	8,800円	700円
	平等割(世帯)	6,700円	6,700円	-
介護保険分	所得割	1.75%	2.01%	0.26%
	均等割(人数)	9,300円	10,500円	1,200円
	平等割(世帯)	5,200円	5,600円	400円

■国民健康保険税の軽減措置

前年中の世帯の所得が下記の基準額以下の場合は、国民健康保険税の均等割額と平等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。

また、令和4年度から、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人）に係る均等割額の5割が軽減されます。軽減措置（7・5・2割）対象の未就学児の場合は、適用後の均等割額の5割が軽減されます。

軽減割合	基準額
2割軽減	43万円+52万円×被保険者数(※1)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)
5割軽減	43万円+28.5万円×被保険者数(※1)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)

※1 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含みます。

※2 一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える人）と公的年金などの支給を受ける人（65歳未満：公的年金などの収入が60万円を超える人 / 65歳以上：公的年金の収入が125万円を超える人（特別控除15万円含む））

■国民健康保険税の賦課限度額

所得に応じた保険税となるよう賦課限度額を年間99万円から102万円に引き上げられました。

区 分	令和3年度	令和4年度
医療保険分	63万円	65万円
後期高齢者支援金分	19万円	20万円
介護保険分	17万円	17万円
合 計	99万円	102万円



●詳しくは、町ホームページ「ホーム > 組織で探す > 保険医療課 > 業務案内 > 医療・健康 > 国民健康保険 > 保険税 > 令和4年度国民健康保険税について」をご覧ください。